

目 次

条 例	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合情報公開条例の一部を改正する条例	2
2 新潟県市町村総合事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例	2
3 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
4 新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部を改正する条例	7
5 新潟県市町村総合事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	10
6 新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を 改正する条例	10
7 新潟県市町村総合事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の 一部を改正する条例	10
8 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例	11
告 示	
2 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分 の一部改正	11
公 告	
予算の要領について（平成 27 年度補正予算）	12
（平成 27 年度一般会計補正予算（第 1 号）	12
（平成 27 年度職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）	13
（平成 27 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号）	14
（平成 27 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）	14
（平成 27 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号）	15
（平成 27 年度交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）	16
予算の要領について（平成 28 年度予算）	16
（平成 28 年度一般会計予算）	16
（平成 28 年度職員退職手当支給事業特別会計予算）	18
（平成 28 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算）	19
（平成 28 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計予算）	19
（平成 28 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算）	20
（平成 28 年度交通災害共済事業特別会計予算）	21
公平委員会規則	
1 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	22

条 例

新潟県市町村総合事務組合情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 28 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第 1 号

新潟県市町村総合事務組合情報公開条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合情報公開条例（平成 18 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

（審査請求があった場合の手続き）

第 14 条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求が不適法である場合を除き、遅滞なく、新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

3 第 1 項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 28 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第 2 号

新潟県市町村総合事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合個人情報保護条例（平成 18 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条を次のように改める。

（審査請求があった場合の手続き）

第 30 条 実施機関は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求が不適法である場合を除き、遅滞なく、新潟県市町村総合事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

3 第 1 項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 28 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第 3 号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成 16 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 2 項第 1 号中「100 分の 75」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 75、12 月に支給する場合においては 100 分の 85」に改め、同項第 2 号中「100 分の 35」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 35、12 月に支給する場合においては 100 分の 40」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100
再任用職員以外の職員	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400

28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500

72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			
103		296,600	344,700			
104		296,900	345,100			
105		297,100	345,600			
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			
108		298,100	346,800			
109		298,300	347,300			
110		298,700	347,700			
111		299,100	348,000			
112		299,400	348,300			
113		299,500	348,800			
114		299,800				
115		300,100				

	116		300,500				
	117		300,700				
	118		300,900				
	119		301,200				
	120		301,500				
	121		301,900				
	122		302,100				
	123		302,400				
	124		302,700				
	125		303,000				
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第2項中「この分類は」を「その分類の基準となるべき職務の内容は、」に、「による」を「に定めるとおりとする」に改める。

第5条第4項中「同日前」の次に、「において規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第5条第5項中「、前項」の次に「前段」を加え、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第6項中「同項」の次に「前段」を加え、「良好である場合」を「良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合」に改める。

第25条第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

第26条第1項中「、基準日」を「、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

第26条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める。

別表第2職務の級の項中「職務」を「基準となる職務」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（以下「第1条の規定による改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定に

よる改正前の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 14 号。以下この項において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 6 項から第 8 項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成 26 年改正条例附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（平成 29 年 1 月 1 日に行われる昇給に関する経過措置）

- 4 平成 29 年 1 月 1 日に行われる昇給については、第 2 条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（以下「第 2 条の規定による改正後の給与条例」という。）第 5 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（平成 28 年 6 月に支給する勤勉手当に関する経過措置）

- 5 平成 28 年 6 月に支給する勤勉手当については、第 2 条の規定による改正後の給与条例の規定にかかわらず、第 26 条第 1 項の規定については、なお従前の例による。

（規則への委任）

- 6 第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 28 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第 4 号

新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 16 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 2 条関係）

特別職嘱託報酬表

職務の級	1 級	2 級
号給	報酬月額	報酬月額
	円	円
1	317,000	361,300
2	319,200	363,900
3	321,500	366,400
4	323,700	369,000
5	326,000	371,100
6	328,000	373,600
7	330,200	375,900
8	332,400	378,400

9	334,500	380,900
10	336,700	383,600
11	338,800	386,200
12	341,000	388,900
13	343,000	391,300
14	345,000	393,600
15	347,100	395,800
16	349,100	398,200
17	351,000	400,000
18	353,000	402,000
19	354,800	403,900
20	356,700	405,700
21	358,700	407,600
22	360,600	409,400
23	362,600	411,200
24	364,500	413,100
25	366,500	414,900
26	368,400	416,400
27	370,400	417,900
28	372,400	419,500
29	373,900	421,100
30	375,700	422,400
31	377,500	423,700
32	379,100	424,900
33	380,900	426,100
34	382,300	427,400
35	383,800	428,700
36	385,400	429,900
37	386,800	431,100
38	388,000	431,900
39	389,200	432,700
40	390,300	433,500
41	391,400	434,100
42	392,600	434,800
43	393,800	435,500
44	394,900	436,200
45	395,600	437,000
46	396,300	437,800
47	397,000	438,200
48	397,700	438,900

49	398,300	439,400
50	398,900	439,800
51	399,400	440,200
52	399,800	440,600
53	400,200	441,000
54	400,500	441,400
55	400,800	441,800
56	401,100	442,100
57	401,400	442,400
58	401,700	442,800
59	402,000	443,100
60	402,300	443,400
61	402,600	443,700
62	402,900	
63	403,200	
64	403,500	
65	403,800	
66	404,100	
67	404,400	
68	404,700	
69	404,900	
70	405,200	
71	405,500	
72	405,800	
73	406,000	
74	406,300	
75	406,600	
76	406,800	
77	407,000	
78	407,300	
79	407,600	
80	407,800	
81	408,000	
82	408,300	
83	408,600	
84	408,800	
85	409,000	

備考 1級は事務局次長の職にある者に、
2級は事務局長の職にある者に適用する。

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の新潟県市町村総合事務組合特別職の職員の給料、議員報酬、報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された特別職の嘱託に対する報酬（以下「報酬」という。）は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

新潟県市町村総合事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 28 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第 5 号

新潟県市町村総合事務組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の旅費に関する条例（平成 16 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 28 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第 6 号

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 16 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 28 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第 7 号

新潟県市町村総合事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第3条中第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成28年2月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第8号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（平成16年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第28条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第2号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成16年告示第5号）の一部を次のとおり改正し、新潟市事務所の項に係る変更については平成28年2月1日から実施した。

平成28年2月16日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表新潟市事務所の項中

「
| | | ” 鳥屋野南支店 | を
| | | 越後中央農業協同組合 本店 |
| | | |
」

「		〃	鳥屋野南支店		に改め、
		〃	豊栄支店		
		〃	木崎支店		
			越後中央農業協同組合 本店		」
「		〃	中野小屋支店		を
			豊栄農業協同組合 本店		
		〃	木崎支店		
			新潟県信用農業協同組合連合会 本店		」
「		〃	中野小屋支店		に改める。
			新潟県信用農業協同組合連合会 本店		
					」

公 告

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、平成 28 年 2 月 10 日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）、平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号）及び平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領を次のとおり公表する。

平成 28 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22,845 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 396,956 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 使用料及び 手数料		187,386	△2,600	184,786
	1 使用料	187,386	△2,600	184,786
6 繰越金		6,002	27,395	33,397
	1 繰越金	6,002	27,395	33,397
7 諸収入		2,880	△1,950	930
	3 雑入	2,877	△1,950	927
歳入合計		374,111	22,845	396,956

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		296,376	△8,000	288,376
	1 総務管理費	296,244	△8,000	288,244
4 積立金		17,501	21,057	38,558
	1 基金積立金	17,501	21,057	38,558
5 予備費		1,501	9,788	11,289
	1 予備費	1,501	9,788	11,289
歳出合計		374,111	22,845	396,956

平成27年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算(第1号)
平成27年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210,200千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,062,310千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び 負担金		5,782,941	52,800	5,835,741
	1 負担金	5,782,941	52,800	5,835,741
2 財産収入		66,959	10,103	77,062
	1 財産運用収入	66,958	10,103	77,061
3 繰入金		1	102,359	102,360
	1 基金繰入金	1	102,359	102,360
4 繰越金		1	44,192	44,193
	1 繰越金	1	44,192	44,193
5 諸収入		2,208	746	2,954
	2 預金利子	1	746	747
歳入合計		5,852,110	210,200	6,062,310

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		5,712,151	178,000	5,890,151
	1 退職手当事業費	5,684,338	178,000	5,862,338
2 積立金		66,958	32,200	99,158
	1 基金積立金	66,958	32,200	99,158
歳 出 合 計		5,852,110	210,200	6,062,310

平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計
補正予算（第 1 号）

平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,319 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,903 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		355	406	761
	1 財産運用収入	355	406	761
4 繰越金		1	1,913	1,914
	1 繰越金	1	1,913	1,914
歳 入 合 計		9,584	2,319	11,903

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 積立金		355	2,319	2,674
	1 基金積立金	355	2,319	2,674
歳 出 合 計		9,584	2,319	11,903

平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計
補正予算（第 1 号）

平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23,471 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,742,463 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		9,709	1,059	10,768
	1 財産運用収入	9,708	1,059	10,767
5 繰越金		1	22,412	22,413
	1 繰越金	1	22,412	22,413
歳入合計		1,718,992	23,471	1,742,463

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		9,708	23,471	33,179
	1 基金積立金	9,708	23,471	33,179
歳出合計		1,718,992	23,471	1,742,463

平成27年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計
補正予算(第1号)

平成27年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,236千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,237千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		10,122	534	10,656
	1 財産運用収入	10,121	534	10,655
4 繰越金		1	702	703
	1 繰越金	1	702	703
歳入合計		41,001	1,236	42,237

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		10,121	1,236	11,357
	1 基金積立金	10,121	1,236	11,357
歳出合計		41,001	1,236	42,237

平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,404 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,276,532 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	財産収入	41,645	2,700	44,345
	1 財産運用収入	41,644	2,700	44,344
4	繰越金	1	14,704	14,705
	1 繰越金	1	14,704	14,705
歳 入 合 計		1,259,128	17,404	1,276,532

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	事業費	709,104	14,704	723,808
	1 交通災害共済事業費	670,356	14,704	685,060
2	積立金	549,424	2,700	552,124
	1 基金積立金	549,424	2,700	552,124
歳 出 合 計		1,259,128	17,404	1,276,532

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、平成 28 年 2 月 10 日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算、平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算、平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算、平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算、平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算及び平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算の要領を次のとおり公表する。

平成 28 年 2 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算

平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 372,363 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		55,934
	1 負担金	55,934
2 交付金		38,680
	1 交付金	38,680
3 使用料及び手数料		185,244
	1 使用料	185,244
4 財産収入		2,413
	1 財産運用収入	2,412
	2 財産売払収入	1
5 繰入金		83,150
	1 特別会計繰入金	83,149
	2 基金繰入金	1
6 繰越金		6,002
	1 繰越金	6,002
7 諸収入		939
	1 預金利子	2
	2 弁償金	1
	3 雑入	936
8 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
歳入合計		372,363

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,326
	1 議会費	1,326
2 総務費		282,775
	1 総務管理費	282,645
	2 監査委員費	130
3 事業費		61,049
	1 研修等事業費	61,049
4 積立金		25,712
	1 基金積立金	25,712
5 予備費		1,501
	1 予備費	1,501
歳出合計		372,363

平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算

平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,718,349 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		5,460,003
	1 負担金	5,460,003
2 財産収入		52,523
	1 財産運用収入	52,522
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		205,818
	1 基金繰入金	205,818
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		4
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	2
歳 入 合 計		5,718,349

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		5,592,826
	1 退職手当事業費	5,565,757
	2 繰出金	27,069
2 積立金		52,522
	1 基金積立金	52,522
3 諸支出金		70,001
	1 雑支出	70,001
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出 合 計		5,718,349

平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算
平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,739 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		13,688
	1 負 担 金	13,688
2 財 産 収 入		47
	1 財産運用収入	47
3 繰 入 金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2
	1 預金利子	1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		13,739

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		9,247
	1 非常勤職員公務災害補償等事業費	8,151
	2 繰 出 金	1,096
2 積 立 金		4,492
	1 基金積立金	4,492
歳 出 合 計		13,739

平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算
平成 28 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,809,644 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		879,931
	1 負担金	879,931
2 交付金		920,000
	1 交付金	920,000
3 財産収入		9,709
	1 財産運用収入	9,708
	2 財産売払収入	1
4 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		1,809,644

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		1,799,935
	1 消防団員等事業費	1,782,942
	2 繰出金	16,993
2 積立金		9,708
	1 基金積立金	9,708
3 諸支出金		1
	1 雑支出	1
歳出合計		1,809,644

平成28年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算

平成28年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,246千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		875
	1 負担金	875
2 財産収入		10,368
	1 財産運用収入	10,367
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		2
	1 預金利子	1
	2 雑入	1
歳入合計		41,246

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		30,878
	1 消防賞じゅつ金費	30,695
	2 繰出金	183
2 積立金		10,367
	1 基金積立金	10,367
3 諸支出金		1
	1 雑支出	1
歳出合計		41,246

平成28年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算

平成28年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,243,756千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 会費収入		546,530
	1 会費収入	546,530
2 財産収入		34,867
	1 財産運用収入	34,866
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		662,355
	1 基金繰入金	662,355
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		3
	1 預金利子	1
	2 雑入	2
歳入合計		1,243,756

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		712,340
	1 交通災害共済事業費	674,532
	2 繰出金	37,808
2 積立金		530,816
	1 基金積立金	530,816
3 諸支出金		100
	1 雑支出	100
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		1,243,756

公平委員会規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成28年2月16日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 高杉 幹 夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第1号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成16年公平委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1 小千谷市の表教育委員会事務局の項中「教育長、課長」を「課長」に改める。

別表第1の6 糸魚川市の表教育委員会事務局の項中「教育長、教育次長」を「教育次長」に改め、同表に次のように加える。

特別支援学校	校長、教頭
--------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。